

議案第47号

取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月1日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

不妊治療のための休暇制度について，現行の短期間の休暇制度（有給）に加えて，長期間の取得が可能な休暇制度（無給）を新設することにより，一旦仕事を離れて不妊治療に専念後，再度仕事に復帰することができる環境を整備するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>不妊治療休暇及び組合休暇とする。</u></p> <p>第15条の2 (略)</p> <p><u>(不妊治療休暇)</u></p> <p>第15条の3 <u>不妊治療休暇は、職員が市規則で定める不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 不妊治療休暇の期間は、市規則で定める。</u></p> <p><u>3 第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。</u></p> <p>(療養休暇等の承認)</p> <p>第17条 療養休暇、特別休暇(市規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間、<u>不妊治療休暇及び組合休暇については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>(療養休暇等の承認)</p> <p>第17条 療養休暇、特別休暇(市規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、市規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。